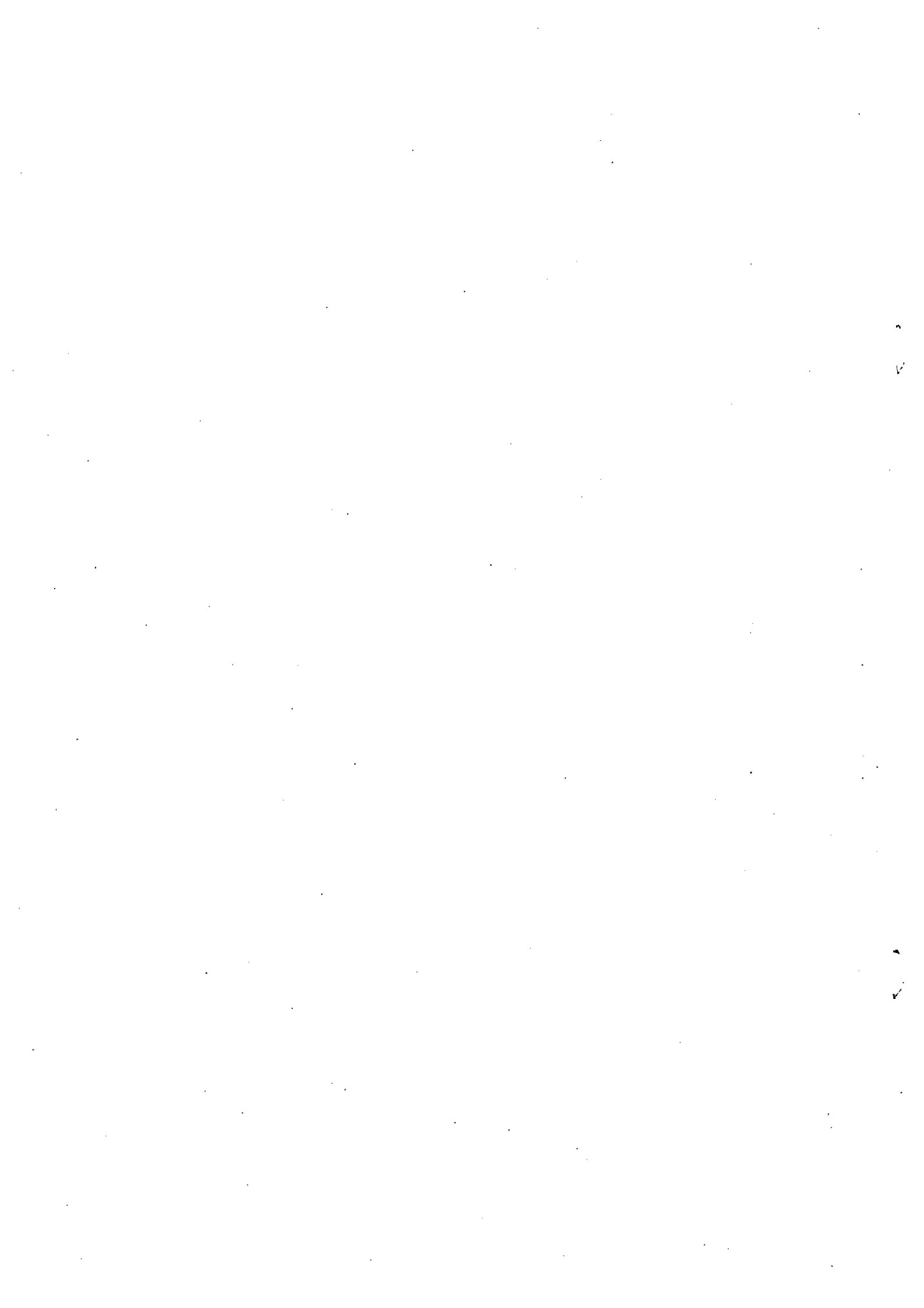


地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年1月19日)

- 1 鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約の締結について
【地域振興課】・・・1ページ
- 2 第11回国土交通省「バリアフリー化推進功労者」大臣表彰受賞について
【交通政策課】・・・3ページ
- 3 クロアチア・セーリングチームの境港キャンプ決定について
【スポーツ課】・・・4ページ
- 4 第73回国民体育大会冬季大会（スケート・スキー）への鳥取県選手団の派遣について
【スポーツ課】・・・5ページ
- 5 鳥取県日野郡連携会議における「災害に強い日野郡づくり」相互支援協定の締結について
【日野振興センター】・・・6ページ

地 域 振 興 部



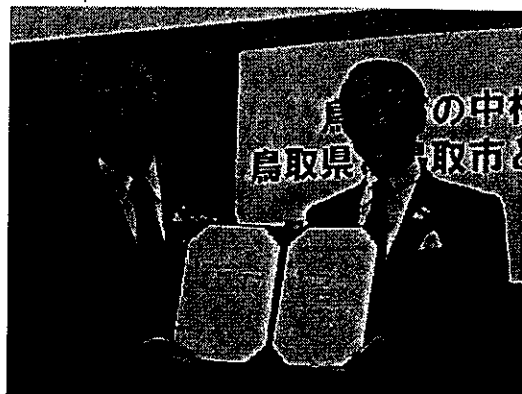
鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約の締結について

平成30年1月19日
地域振興課

鳥取市の中核市移行により保健所を移管することに伴い、県と市が連携して保健所業務等を処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図るための県市の連携協約の締結について、先の11月定例県議会において、当該議案が可決されたことを受け、以下のとおり連携協約を締結しましたので報告します。

1 連携協約締結式概要

- (1) 日時 平成29年12月26日(火)
午前10時～10時半
- (2) 場所 知事公邸 第1応接室
- (3) 出席者 【県】鳥取県知事 平井 伸治
統轄監 岡村 整諮
地域振興部長 高橋 紀子
【市】鳥取市長 深澤 義彦
副市長 羽場 恭一
中核市推進局長 田中 節哉
健康こども部長 岩井 郁



[知事の主な発言]

- 住民のニーズに的確に答えていくためには、一元的に身近なところでサービスをするのが、本来の姿。
- これまでの県と市がそれぞれ分断をされた日本の地方自治の姿から、一步踏み出して市と県がともに手を携えて住民のほうをきちんと正視をする。そういう行政スタイルに鳥取から変えていければと思う。
- これから連携して保健所行政を中心にして円滑な中核市移行が果たされ、運営されるように我々鳥取県側も全面的に鳥取市をサポートして参る決意。

[市長の主な発言]

- 中核市移行は、鳥取市はもとよりこの山陰地方の東部圏域がこれからも活力ある、魅力ある街であり、圏域であり続け、そして将来に向かって飛躍・発展をしていく、そのための1つの礎となる取組である。
- 東部4町の保健所業務についても、鳥取市が引き受けさせていただくことになり、これは全国的にも大変珍しい1つの方法である。
- 何よりも市民、住民目線で、これから行政を進めていくということが肝要であり、そのことに私もこれから全力で取り組んでいきたいと、そのような思いを新たにしている。

2 今後のスケジュール

- 平成30年2～3月 県・市議会に平成30年度当初予算、4町区域に係る保健所業務等の事務委託に関する規約を提案
- 3月 県・市・町による広報(県政だより・町報(3月号)、市報(2～4月号)等)
- 3月下旬 県・市議会の議決、規約締結
県から市への事務引継
- 4月1日 鳥取市が「中核市」に移行

3 今後の確認事項

- (1) 中核市関連情報システムの動作確認
(例) 障害者手帳発行事務システム、衛生総合情報システム等
- (2) 市のシステム環境下における県派遣職員研修
- (3) 県東部庁舎、市さざんか会館のLAN配線敷設等

鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約

(目的)

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）が鳥取市（以下「乙」という。）の中核市移行により乙に保健所を移管することに伴い、甲及び乙が連携して保健所業務等进行处理することにより、県東部圏域（乙、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域をいう。以下同じ。）の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務について、次条に定めるところにより相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の22第1項の規定により中核市が処理する事務
- (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の規定により乙が処理することとされている事務
- (3) 法第252条の14第1項の規定により甲が乙に委託する岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域に係る保健所業務等
- (4) 住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務（以下「健康危機管理」という。）
- (5) 広域的な災害が発生した場合の医療救護に関する活動（以下「災害医療救護」という。）

(役割分担)

第3条 甲及び乙の役割分担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 円滑な事務の執行
ア 乙は、甲と連携し、円滑な事務の遂行に努める。
イ 甲及び乙は、連携して住民への情報公開・広報を行う。
- (2) 専門人材の確保・育成
ア 甲及び乙は、連携して専門人材の確保及び育成・資質の向上を図る。
イ 乙は、計画的に必要な人員の確保に努め、甲は、乙の求めに応じて必要な人的支援を行う。
- (3) 健康危機管理及び災害医療救護の対策の推進
ア 甲は、県全域の健康危機管理及び災害医療救護の体制を統轄し、乙が県東部圏域におけるこれらの機能を十分に実施できるよう支援する。
イ 乙は、甲と連携し、県東部圏域における健康危機管理及び災害医療救護の体制を整備し、これらの機能を担うとともに、甲から要請があった場合には、広域的な支援に協力する。
- (4) 情報共有の推進
甲及び乙は、前3号に規定する役割分担を円滑に進めるため、相互に必要な情報の共有を行う。

(経費負担)

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務进行处理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し負担するものとし、これによりがたい場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行うものとする。

(発効)

第6条 この協約は、平成30年4月1日に効力を生ずる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、上記のとおり協約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

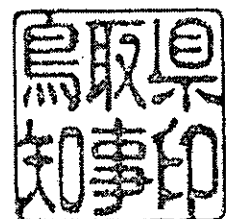
平成29年12月26日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治

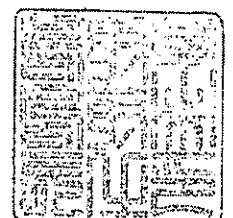


乙 鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

鳥取市長

深澤義彦



第11回国土交通省「バリアフリー化推進功労者」大臣表彰受賞について

平成30年1月19日

交通政策課

当県のUDタクシーの取り組みについて、第11回国土交通省「バリアフリー化推進功労者」大臣表彰受賞が決定し、表彰式が以下のとおり行われました。

なお、本受賞は、公益財団法人日本財団、一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会及び鳥取県の3団体での共同受賞です。

1 表彰式概要

- (1) 日時 平成30年1月12日(金) 13時40分～16時
- (2) 会場 国土交通省 本省大ホール、特別会議室
- (3) 出席者 公益財団法人日本財団 理事長 尾形 武寿
(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会 会長 船越 克之
鳥取県 知事 平井 伸治
- (4) 審査員講評



表彰式での国土交通大臣との記念写真

「鳥取県・公益財団法人日本財団・一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会」は、官民一体となり、ユニバーサルデザインタクシーを一気に導入する先駆的事業を行いました。これにより特に車椅子利用者をはじめとする鳥取県下の移動困難者にきわめて大きい移動支援のインフラを整備したことになります。これほど大規模なユニバーサルデザインタクシーを導入したことは、いまだかつて一度もなかったことであり、官民一体となった先駆的な取り組みを高く評価し、表彰することとしました。

2 当県のUDタクシーの取り組みについて

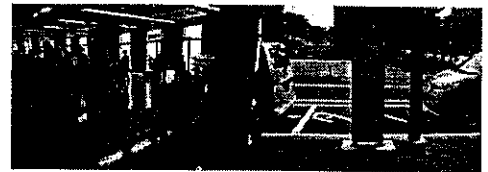
(1) UDタクシー導入状況

- ・日本財団から鳥取県ハイヤータクシー協会に対して、平成28年度に県内125台が導入済。平成29年度は75台を追加導入中(計200台)
- ・県内小型タクシー413台の約半分がUDタクシーに転換予定



(2) ユニバーサルドライバー研修及び利用環境整備

鳥取県から鳥取県ハイヤータクシー協会へ委託し、UDタクシーを導入した平成28年度から県内の全タクシードライバー約830名へユニバーサルドライバー研修の実施や利用環境整備(UDタクシー乗り場整備)を実施中。



UDドライバー研修

利用環境整備

(3) UDタクシー導入後に現れ始めた効果

- ・以前はヘルパーに買物を依頼していたご高齢の利用者が、UDタクシーが配備されたことによって、ご自分で買物に出かけるようになった。⇒買物中、運転手は車いす移動介助を実施。
- ・福祉専用車両と違い、気軽に気兼ねなく利用できると好評。
- ・荷物の多い観光客からUDタクシーを指定して配車依頼されるケースが増えてきた。



UDタクシー運転手が買物介助



日本バラ陸上でも活躍



スーツケースも楽に積載でき、荷物の多い観光客から好評

3 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰とは

平成18年12月施行の「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の趣旨を踏まえ、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰し、優れた取り組みを広く普及させ奨励することを目的として創設。

クロアチア・セーリングチームの境港キャンプ決定について

平成30年1月19日
スポーツ課

平成29年10月23日～24日に境港公共マリーナを視察したクロアチアの「J. K. モナー インターナショナル セーリング レーザーチーム」が、平成30年、平成31年、平成32年に境港市でキャンプを行うことが決定しました。

1 キャンプ概要

- (1) 時期 ・平成30年は、11月1日～4日に境港で行われる全日本レーザ一級選手権出場を含めて10月15日～11月4日までキャンプを行う。
・平成31年及び平成32年は、キャンプは実施するが、実施時期未定
- (2) 場所 境港公共マリーナ
- (3) 参加者 J. K. モナー インターナショナル セーリング レーザーチーム コーチ1名・選手6名
【コーチ、主な選手】

名前	国籍	職位	備考
ヨゾ・ヤケリッチ	クロアチア	コーチ	
パブロス・コンティダス	スペイン	選手	ロンドン五輪銀メダル 2017レーザ一級世界選手権優勝 世界ランキング1位(1/11現在)
トンチ・ステイパノビッチ	クロアチア	選手	リオ五輪銀メダル
瀬川 和正	日本	選手	2016全日本選手権優勝、2017えひめ国体優勝

※上記選手以外にチームにはクロアチア選手1名、ハンガリー選手2名が所属

- (4) 受入態勢 県、境港市、県体育協会、県セーリング連盟による境港市キャンプ実施委員会（仮称）を立ち上げ受入準備を行う。

2 決定に係る発表会

- (1) 日時： 1月11日（木）午後2時50分～3時5分
- (2) 場所： 鳥取県西部総合事務所
- (3) 出席者： 鳥取県セーリング連盟会長 安田 優子
鳥取県知事 平井 伸治
境港市教育長 松本 敏浩
クロアチア大使館三等書記官 デニス カラカシュ
※クロアチアにいるヨゾコーチがスカイプで参加

(4) 主な内容：

- キャンプ決定について発表（安田会長）
- ヨゾコーチからのメッセージ

境港をキャンプ地に選定した理由は、境港公共マリーナの施設が素晴らしい事と美保湾の風と波の状態が良く、東京五輪に向けて良い準備ができると判断したため。チームのメンバーが境港でのキャンプを楽しみにしており、地元選手と一緒にオリンピックを目指して練習できれば嬉しく思う。

○平井知事あいさつ

キャンプ決定は鳥取県にとって喜びに堪えないところ。キャンプ受入の環境を整え、チームの皆さんが良い成績を収められるようにチーム受入に全力を尽くす。セーリング関係者のホスピタリティなど山陰の人々の県民性や美味しい食べ物など山陰の良さを満喫していただきながらメダルを目指してほしい。

○松本教育長あいさつ

競技環境を高く評価いただき、今後、美保湾の優位性を国内外に向けてアピールしていきたい。合宿の充実したサポートを行うとともに地元選手にとっては、世界レベルの競技に触れるチャンスでもあり、競技力の向上を期待する。

○カラカシュ書記官あいさつ

クロアチアのセーリングチームが良いキャンプ会場を見つけることが出来て嬉しく思う。リオ五輪ではクロアチアのトンチ選手が銀メダルを獲得したが、東京五輪では日本の選手がメダルを獲得することを願うとともにこの交流が東京五輪以降も続いていくことを願う。



第73回国民体育大会冬季大会（スケート・スキー）への鳥取県選手団の派遣について

平成30年1月19日

スポーツ課

1 会 期

富士の国やまなし国体（スケート競技会） 平成30年1月28日（日）～2月1日（木）（5日間）
 にいがた妙高はね馬国体（スキー競技会） 平成30年2月25日（日）～28日（水）（4日間）

2 鳥取県選手団

① スケート（スピード） 7名（本部役員4名、監督1名、トレーナー1名、選手1名）

【本部役員】

団長 岩本 章嗣（いわもと あきつぐ） 鳥取県スケート連盟会長
 総監督 小西 慎太郎（こにし しんたろう） 鳥取県地域振興部スポーツ課
 総務 井戸垣 賢（いどがき けん） 公益財団法人鳥取県体育協会
 帯同ドクター 岸 隆広（きし たかひろ） 鳥取赤十字病院

【監督・トレーナー・選手】

種 別	派遣区分	氏 名（ふりがな）	所 属
成年男子	監督	山田 辰正（やまだ たつまさ）	エージェント ドットコム agent475.com
	トレーナー	須崎 功典（すさき よしのり）	（公財）鳥取県体育協会
	選手	塚田 悠（つかだ ゆう）	鳥取県スケート連盟

② スキー 40名程度（本部役員8名、監督2名、トレーナー2名、選手28名程度）

※スキー競技の選手は1月19日～21日に大山で行われる国体県予選会の結果を受けて決定

3 本県出場種目・開催日・会場

スケート競技会

種 目	開 催 日	会 場
スケート（スピード）	1月29日～2月1日	富士急ハイランド セイコオーバル 山梨県富士吉田市

スキー競技会

種 目	開 催 日	会 場
ジャイアントスラローム	2月26日～28日	赤倉観光リゾートスキー場 新潟県妙高市
クロスカントリー	2月26日～28日	赤倉観光リゾートクロスカントリーコース 新潟県妙高市

【参考】昨年（ながの国体）の結果

- ア 入賞者
なし
- イ 総合成績

区 分	男 女 総 合 成 績				女 子 総 合 成 績			
	得 点			順 位	得 点			順 位
	参加得点	競技得点	合計得点		参加得点	競技得点	合計得点	
スケート	10	0	10	31位	10	0	10	23位
アイスホッケー	10	0	10					
スキー	10	0	10	25位	10	0	10	16位
合 計	30	0	30	34位	20	0	20	26位

鳥取県日野郡連携会議における「災害に強い日野郡づくり」相互支援協定の締結について

平成30年1月19日
日野振興センター日野振興局

鳥取県日野郡連携会議を開催し、県と日野郡の3町で「災害に強い日野郡づくり」相互支援協定を締結して、今後の災害に備える方策等について協議を行いましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年12月24日(日) 午後4時～午後5時
- 2 場所 日野町役場 大会議室
- 3 出席者 平井知事、増原日南町長、景山日野町長、白石江府町長、ほか関係職員
- 4 概要

(1) 「災害に強い日野郡づくり」相互支援協定《締結式》

日野郡における災害時の住民の安全・安心を確保し、日野郡3町と県が連携して平時から備えを進めることとして、次の6つの分野を中核とする相互支援協定(以下、「包括協定」)を締結した。

- ①住民の避難に関する事
- ②医療、救急体制に関する事
- ③住宅、施設の安全に関する事
- ④廃棄物処理に関する事
- ⑤雪害に関する事
- ⑥義務教育の健全な継続に関する事



(2) 日野郡連携会議における協議事項(包括協定を踏まえて当面取り組む具体的な検討課題)

ア 災害時の給食施設の相互支援について

災害時に速やかに小中学校への給食が郡内で相互提供できるよう、平時から相互に給食施設の状況把握や調理員、配送方法、食材手配等の調整を進めておくもの。

〔<意見・議論>災害の初動は外部からの支援があることを想定しながら食材や人材等の調整をすることも必要。他町の学校に給食がうまく配達できるよう練習もしておきたい。また、次のステップアップとして、避難者へも温かい食事が提供できるよう学校給食制度の規制についても研究してみてもどうか。〕

イ 日野郡内の道路除雪のあり方検討について

人口減少や高齢化に伴い除雪オペレーターが減少する中、将来的に持続可能な日野郡内の除雪体制を構築するため、除雪実務(現場作業)者を構成員に加えた専門組織を創設して具体的な検討を進めるもの。

〔<意見・議論>道路除雪だけではなく高齢者にとっては集落内や家屋周辺等の除雪についても深刻。ボランティアや専門家の知恵も借りて地域の体制作りも検討してみてもどうか。〕

ウ 福祉避難所の設置運営に関する連携について

要配慮者への専門的なケアを行うための福祉避難所の設置や運営について、単町では人的・物的な資源に限られるため、平時から郡内での連携方法を検討し災害に備えるもの。

〔<意見・議論>福祉避難所の選定(指定)、整備等を進めつつ、要配慮者のケアに対応できる人材確保は域外からの派遣も想定した検討をしてみてもどうか。〕

鳥取県日野郡連携会議 県と3町が、日野郡の区域における行政サービスの維持・向上や効率的な行財政運営の促進等を目的に締結した「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」に基づき設けた協議の場《鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約》

- (1) 協約発効年月日 平成27年7月1日 (締結:平成27年6月27日)
- (2) 協約根拠 地方自治法第252条の2の規定に基づく「連携協約」
- (3) 主な取組内容 公共土木施設の維持管理(除雪等)、有害鳥獣被害対策、消費者生活相談、圏域教育の検討・環境整備、事務の共同化、職員合同研修など